以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は条例等の基準を満足していない線形不良箇所等が存在するほか、交通混雑や死傷事故が多発するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していないことから、できるだけ早期に主要幹線道路の整備を図る必要があると認められる。

また、美作市長を会長とする美作・岡山道路整備促進期成会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岡山県和気郡和気町役場及び同町役場佐伯庁舎

○九州地方整備局告示第百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月一日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	数地の幅員	延長
鹿児島市笠之原町二〇四四番一から同市笠之原町一九一番一まで	後前	二四・七五メートル 四五・六二メートル	〇・三キロメートル 三三〇メートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月一日　九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号	鹿児島市笠之原町二〇四四番一から同市笠之原町一九一一番一まで	九州地方整備局大隅河川国道事務所及び同局大隅庁舎

供用開始の期日　平成二十七年七月一日

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第５１０６号

東京都新宿区早稲田鶴巻町546番

債務者　住宅ファイナンシャルサービス株式会社

代表者代表取締役　仲摩希代子

1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　佐賀　　豪

4　破産債権の届出期間　平成27年７月15日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月11日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５１３３号

東京都港区北青山３丁目13番１号　北青山関根ビルＢ１

債務者　株式会社ア・プレスト

代表者代表取締役　延松　　学

1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　野澤吉太郎

4　破産債権の届出期間　平成27年７月15日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月11日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５１４５号

東京都港区東新橋２丁目11番７号

債務者　株式会社宇宙環境工学研究所

代表者代表取締役　古永　利克

1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　楠本　維大

4　破産債権の届出期間　平成27年７月15日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月11日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５１４７号

東京都豊島区東池袋５丁目９番１号　スリーエースビル１階

債務者　有限会社三誠システムズ

代表者代表取締役　宝永　伸一

1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　角川　　誠

4　破産債権の届出期間　平成27年７月15日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５１６１号

埼玉県春日部市樋籠348番地１

債務者　株式会社杉山建設

代表者代表取締役　杉山　樹一

1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　國政　直子

4　破産債権の届出期間　平成27年７月15日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月11日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５１６８号

東京都中野区上鷺宮５丁目21番10号

債務者　有限会社ヴァリオ

代表者代表取締役　関口　公博

1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　菊地　将人

4　破産債権の届出期間　平成27年７月15日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月11日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部